

熊本市視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託
契約候補者選定基準

項 目	採点基準	評価のポイント	配点
1. 基本的 事項	【目的・趣旨の理解】 事業の目的・趣旨を正しく理 解しているか。	・ 本市を取り巻く状況、課題を踏ま え、本業務の目的及び基本仕様書 の内容を十分に理解しているか	10
2. 実施 体制	【養成対象者の確保・選定】 事業を実施するうえで、適切 な人物を確保しているか。	・ 養成対象者の意向確認ができてい るか ・ 事業者が養成対象者の適正等を評 価した資料から、養成課程を修了 できる人物を選定していると評価 できるか	15
	【実施体制】 業務を実施するうえで、十分 な体制が確保されているか。	・ 養成対象者が養成課程を修了でき る十分な体制が確保されているか ・ 体制の必要性や考え方、役割分担 が明確か	15
	【指導体制】 視覚障害生活訓練等指導者 （以下、歩行訓練士）として の実務に即した指導・アドバ イスが可能な体制であるか。	・ 歩行訓練の経験がある歩行訓練士 が在籍しているか ・ 指導・アドバイスに必要な歩行訓 練事業の実績を有しているか	10
3. 将来性	養成終了後、本市の視覚障が い者支援に寄与できるか。	・ 事業者は、養成修了後も、養成対 象者を雇用し、本市の生活訓練事 業に従事させる計画があるか	10
	養成した歩行訓練士の定着支 援やフォロー体制があるか。	・ 歩行訓練士の離職防止、継続的支 援、キャリア形成支援、技術継承 に関する計画や提案があるか	15
4. 加点	1～3のほか、評価すべき提案 があるか。	・ 本市の課題解決に寄与すると認め られる有意義な提案があるか	10
5. 実績	同種業務（※1）の履行状況	・ 国、都道府県又は市町村が実施し た同種業務の履行状況	-10～10
6. 見積額	【見積額の妥当性】 所要経費の見積額は適切か （※2）。	・ 事業の内容から見て妥当な積算と なっているか	5
評価点 計			100

※1 同種業務とは、「令和3年（2021年度）以降に受託した国（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人を含む。）、都道府県又は市町村（特別地方公共団体を含む。）発注の歩行訓練士の養成又は資格取得に関する業務」をいう。

※2 提案書の提示金額（見積金額）が、実施要項で定めた提案上限額以内であるかを確認し、超えている場合はその提案書を審査から除外する。